

紀元前四世紀アテナイにおける穀物供給政策と海上交易商人

杉本 陽奈子

【要約】 穀物不足が深刻な問題となる中、前四世紀アテナイでは海上交易商人の重要性が高まっていた。ところが、先行研究では、商人の社会的地位やアテナイ側の政策方針に重点が置かれ、実際に穀物供給を支えていた商人側の状況には目が向けられてこなかった。そのため本稿は、穀物供給政策の運営における海上交易商人の役割について論じることを目的とする。関連史料を分析した結果、交易関連奉仕に対する顕彰という政策を通じて、海上交易商人の人的紐帯が形成されていたことが確認された。また、商業裁判における海上貸付の事例からは、海上貸付制度の主要部分が、商人の人的紐帯に依存するものであったことが明らかとなった。さらに、顕彰においても、奉仕が行われた事実を確認する際に商人の人的紐帯が利用されていたことが判明した。アテナイの穀物供給政策は、海上交易商人の人的紐帯を形成すると同時に、これを利用して支えられていたのである。

史林 九七巻五号 二〇一四年九月

はじめに

古代ギリシア世界は様々なポリスから成り、各ポリス社会の中核的構成員は市民であった。ポリスにおける土地所有権は市民のみに認められたものであり、彼らは主として、定住して農業に従事していた。これに対し、海上交易に従事していたのは、土地所有権を認められていない非市民といった、ポリス社会のアウトサイダーであったとされる。^②

ところが、本稿の考察対象であるアテナイは、穀物や木材の生育に適さず、その供給を国外に依存していたことが知ら

れている^③。とりわけ前四世紀には、前五世紀の「アテナイ帝国」が崩壊したことに加え、同盟市戦争やカイロネイアの戦いの敗北、さらには度重なる飢饉によって、穀物の安定的供給が重要な課題となっていた^④。この問題は、年一〇回の主要民会で議論されていたことから、その深刻さがうかがわれる。また史料からは、アテナイが、市場の監督を行う役人の配置や法整備を行うと同時に、交易に関する奉仕への顕彰や商業裁判の整備を行うことで海上交易商人を誘致し、穀物を確保しようとしていたことが確認される^⑤。ただし、こうした状況下でも、アテナイにおいて公的な商船が組織されることはなく、穀物の供給は、海上交易商人の活動に依存していた^⑥。つまり、前四世紀は、アテナイにおいて海上交易商人の重要性が高まっていた時代なのである^⑦。

本稿は、こうした前四世紀アテナイを交易圏に含めて活動していた海上交易商人に焦点を絞り、アテナイが穀物供給政策を行う中で、彼らがいかなる役割を果たしていたのかについて、詳細に検討することを目的とする。このことは、従来アウトサイダーとして論じられてきた海上交易商人に新たな位置づけを与えると同時に、当時のアテナイ社会をとりまく状況を理解することにつながるであろう。さらに、より大きな展望としては、特定ポリスを越えて移動する人々である海上交易商人について論じることによって、広く東地中海域で展開された活動を視野に入れることが可能となると考えている^⑧。

史料名等の略号は、*L'Année Philologique* に依拠する。本文中の引用は、すべて筆者による試訳であり、訳文中の角括弧は碑文集で採用されている補いを、丸括弧は筆者による補いを意味する。また、ギリシア語の長母音は原則として無視し、φの音は慣用的に用いられているものを除きパイプベポで表す。

① ただし、非市民の中には、ポリスに対する功績が認められ、例外的に土地所有権を付与された者も存在した。こうした事例については、*J. Pecirka, The Formula for the Grant of Enktesis in Attic*

Inscriptions, Praha, 1966 を参照。

② P. McKechnie, *Outsiders in the Greek Cities in the Fourth Century B.C.*, London and New York, 1989, pp. 3-5, 178-203.

③ 古代ギリシア人の主食である穀物の自給率に関しては、これまでに様々な数値が算出されており、その解釈について必ずしも見解が一致していない。しかしながら、大半の研究者が、前五、四世紀の東地中海域では、木材や穀物といった必要物資が、アテナイへと大規模に輸送されるような状況が展開していたという見解を共有しており、先行

研究の中で穀物自給率を最も高く見積つた P. Garnsey, *Famine and Food Supply in the Graeco-Roman World: Responses to Risk and Crisis*, Cambridge, 1988 による「ギリシア戦争以降のメサナテネ」をリノ外部からの穀物供給に依存せざるを得ない状況にあったところであると認めている。また、近年では、カーンジーが提示した数値の算出方法にも批判が向けられており、彼の数値を修正し、自給率をより低く見積つた研究者も現れている。Ex. M. Whitby, 'The Grain Trade of Athens in the Fourth Century BC', in H. Parkins and C. Smith (eds), *Trade, Traders and the Ancient City*, London, 1998, pp. 102-128; A. Moreno, *Feeding the Democracy: The Athenian Grain Supply in the Fifth and Fourth Centuries BC*, Oxford, 2007, pp. 3-33. なお、先行研究における穀物自給率の算出結果をまとめたものとしては、

- ④ E. M. A. Bissa, *Governmental Intervention in Foreign Trade in Archaic and Classical Greece*, Leiden, 2009, pp. 171-177; D. T. Engen, *Honor and Profit: Athenian Trade Policy and the Economy and Society of Greece, 415-307 B.C.E.*, Ann Arbor, 2010, pp. 54-67.
 ⑤ [Anstl.] *Abh. Pol.* 43, 4.

第一章 先行研究と問題の所在

本章では、前四世紀アテナイの海上交易商人についての先行研究を、その論点を規定してきた、古代経済の性格をめぐる議論と併せて概観し、問題の所在を確認する。その上で、本稿の課題を提示し、具体的な考察対象を定めることとする。

⑥ 行った穀物供給政策についてまとめたものとして、Moreno, *op. cit.*, pp. 334-336 を参照。

⑦ Xen. *Vepr.* 3, 14; S. Isager and M. H. Hansen (eds), *Aspects of Athenian Society in the Fourth Century B. C.: A Historical Introduction to and Commentary on the Paragraphe-speeches and the Speech Against Dionysodoros in the Corpus Demosthenicum (XXXI-XXXVIII and LVII)*, Odense, 1975, p. 70; 伊藤真夫『古典期のヘリス社』岩波書店、一九八一年、一八七頁; H. Montgomery, 'Merchants Fond of Corn': Citizens and Foreigners in the Athenian Grain Trade, *SO* 61, 1986, pp. 43-61 特上 p. 46.

⑧ 行った海上交易商人の重要性の高まりに注目した分析を行っている近年の研究としては、Engen, *op. cit.*, pp. 217-221; 橋本資久「アテナイにおける他者認識——古典期における「地政学的遠隔地」出身者への顕彰をめぐって——」桜井万里子、師尾晶子編『古代地中海世界のダイナミズム——空間・ネットワーク・文化の交錯——』山川出版社、二〇一〇年、一〇九―一三五頁; 篠原道法「前四世紀以降のアテナイにおける外国人の社会進出と自己表現——墓碑の分析を通じて——」『西洋古典学研究』六二(二〇一四年)、五一―六四頁。

第一節 前四世紀アテナイの海上交易商人に関する先行研究

海上交易商人に関する先行研究は、古代経済の性格をめぐる一九世紀末以来の論争と密接に関連する形ですすめられてきた。この論争は、古代経済の性格を原初的なものとみなす立場（プリミティヴィズム）と、近代的なものとみなす立場（モダニズム）によって展開されたものである。こうした中で、海上交易商人に関するその後の議論の方向性を決定づけたのが、ハーゼブレークと、彼の影響を受けたフィンリーの見解である。彼らは、同時代人が身分を重視していたことに着目した上で、次のように論じる。すなわち、当時の社会的価値観では商業が重視されず、その結果、交易を担ったのはポリス社会のアウトサイダーである非市民や貧民であり、また、交易に対する国家の介入は極めて限定的であつたと考えられる。^②

こうした議論を受けて、先行研究で主たる論点とされたのは、商人の社会的地位、および、国家の介入に関する問題であつた。そこで、以下では、海上交易商人についての先駆的研究を確認した後、この二つの論点に即して先行研究を概観する。

海上交易商人を考察対象とした先駆的研究としては、一九二六年のクノリンハの研究^③、および、一九三五年のフィンケルステイン（フィンリー）の研究^④が挙げることができる。クノリンハは、海上交易に関する用語や描写についてのデータ収集を行っており、このことによつて、様々な史料を比較検討することが可能となつた。^⑤ また、フィンケルステインは、海上交易商人を意味する古代ギリシア語について、史料の包括的な分析を行っている。^⑥

さて、第一の論点である海上交易商人の社会的地位については、彼らが非市民・貧民であるとするハーゼブレークやフィンリーのモデルが妥当か否かを軸として議論がすすめられた。先行研究のうち、エルクスレーベン^⑦は海上貸付制度に関する史料を、リード^⑧は海上交易商人に関する史料を、それぞれ網羅的に検討することによつて、また、ミレットは前四世

紀アテナイの貸付制度全般の中に海上貸付制度を位置づけることによって、こうしたモデルの妥当性を全面的に肯定する^⑨。これらの研究はいずれも、海上交易商人が、海上貸付制度における借り手であるという前提に立っており、そこで展開されている議論は、最終的には、一方に貧しい非市民である借り手が存在し、他方に富裕な市民である貸し手が存在するといった図式に帰結している^⑩。

これに対し、今日最も一般的な立場は、こうしたモデルを基本的には肯定しながらも、その問題点を部分的に修正するというものである^⑪。例えば、ハンセンは、法廷弁論中に現れる商業関係者の数を提示し、海上交易商人である者の中に高い割合でアテナイ市民が含まれているということ、逆に、海上貸付の貸し手の中に非市民が数多く含まれていることを示している^⑫。わが国では伊藤貞夫が、海上貸付の貸し手と借り手との関係が流動的であったことに着目し、海上交易商人の中にはアテナイ市民である者も一定数存在したことを示した上で、両者の性質を二項対立的にとらえることはできないと指摘している^⑬。さらに、前沢伸行は、こうした伊藤の見解を支持する立場から、史料の分析をおして計一七人のアテナイ市民商人を確認しており、その数の多さを強調している^⑭。また、近年のエンゲンの研究では、交易関連奉仕に対する顕彰事例の分析をおして、こうした図式にあてはまらない人々の存在が指摘されている^⑮。

一方、第二の論点である国家の介入については、従来、古代経済の性格を解釈する上での判断材料とするために、介入が存在したか否か自体が問われてきた^⑯。ところが、近年では、こうした二項対立的な議論を越えて、アテナイが経済に関する問題にどのような形で対処しようとしていたかに目が向けられるようになり、その具体的な状況が論じられる傾向にある^⑰。とりわけ、穀物供給政策に注目したものとしては、次のような研究が挙げられる。まず、植民市（クレルキア）やボスポロスとアテナイとの関係に注目した分析を行ったモレノは、前五、四世紀アテナイの穀物供給において、アテナイの政治的エリートが大きな役割を果たしていたことを指摘する^⑱。また、交易関連奉仕への顕彰に焦点を絞り、関連碑文を網羅的に検討したエンゲンは、アテナイが前五世紀末以降、伝統的価値観を徐々に変化させつつ、顕彰の対象を拡大する

ことで穀物供給を確保しようとしていたことを確認する。わが国では橋本資久が、遠隔地出身の被頭彰者に焦点を絞り分析することで、リユクルゴス時代にフェニキア系商人への頭彰が増加していることを示している。^{②①}

第二節 問題の所在

これらの先行研究の問題点としては、次の二点を指摘することができる。第一に、先行研究において、海上交易商人の性質として議論されてきたのは、彼らの社会的地位に関する問題に集中している。しかしながら、実際の海上交易商人の活動は、こうした社会的地位による区別に基づいて行われるわけではない。例えば、史料からは、アテナイを含めた様々な地域の出身者が、市民権の有無にかかわらず、ともに交易に従事している様子が読みとれる。^{②②}また、海上交易商人は特定のポリスを越えて移動する人々である以上、彼ら自身は、一般的な市民ほどに社会的地位を重視していたとは考えにくい。^{②③}従って、海上交易商人について検討する上では、むしろ、実際の交易活動を支えていたと考えられる、海上交易商人の人的紐帯に目を向ける必要がある。第二に、アテナイの穀物供給政策に関する先行研究は、国家の介入の有無や、アテナイがいかなる政策を行ったかを論点としており、これらはいずれも、アテナイ側の方針に注目するものである。換言するならば、その政策が、実際にはいかにして運営可能であったのかについて、交易の担い手として穀物供給を支えていたはずの海上交易商人に着目した分析は、これまでほとんど行われてこなかったのである。

そこで本稿は、アテナイの穀物供給政策における、海上交易商人側の状況に目を向けることにより、次の二点について考察することを目指す。すなわち、海上交易商人がいかなる人的紐帯を形成していたか、および、それがアテナイの政策とどのように関連していたかである。これらの分析によって、アテナイ側の方針のみならず、穀物供給政策の運営の実態に迫ることが可能となるであろう。そして、アテナイが行った穀物供給政策の中でも、海上交易商人による穀物供給を支えるとりわけ重要な部分であるのが、航海に必要な資金を提供するための海上貸付制度を機能させることと、アテナイへ

と海上交易商人を誘致することであることから、本稿は、これらの政策を主たる分析対象としたい。従って、具体的には法廷弁論と顕彰決議碑文を史料として用いつつ、商業裁判において確認される海上貸付の事例、および、交易に関する奉仕への顕彰事例を検討することとなる。

以下では、まず第二章において、交易に関する奉仕への顕彰決議碑文を手がかりとして、海上交易商人の人的紐帯が形成される状況を確認する。次に、第三章において、商業裁判に関する法廷弁論に注目し、海上貸付制度の運営について考察した後、再び顕彰決議碑文を検討し、こうした決議が行われる際に海上交易商人が果たした役割を導き出す。そして、これらの分析結果を総合的に解釈することにより、海上交易商人がアテナイの穀物供給政策を支えていた状況を提示することが、本稿の最終的な目標である。

- ① ムツした古代経済に関する論争については、M. I. Finley (ed.), *The Bicher-Meyer Controversy*, New York, 1979；前沢伸行「古代ギリシアの商業と国家」榊山絏一他編『商人と市場——ネットワークの中の国家——』（岩波講座世界歴史二五）岩波書店、一九九九年、一五七—一七九頁、特に一五七—一六一頁（以下「商業と国家」と略す）；周藤芳幸『古代ギリシア地中海への展開』京都大学学術出版会、二〇〇六年、三四〇—三四二頁；伊藤貞夫「史料研究と学説史——古代経済史の場合——」『日本学士院紀要』六四、二〇一〇年、一〇九—一四〇頁；Engen, *op. cit.*, pp. 20-36, 327, n. 6を参照。
- ② J. Hasebroek, *Staat und Handel im alten Griechenland. Untersuchungen zur antiken Wirtschaftsgeschichte*, Tübingen, 1928, pp. 21-24, 107-109；M. I. Finley, *The Ancient Economy*, 2nd ed., London, 1985, pp. 62-94, 150-176。
- ③ H. Knorrिंगa, *Emporos: Data on Trade and Trader in Greek Literature from Homer to Aristotle*, Amsterdam, 1926。
- ④ M. I. Finkelstein, *Emporos, Naukleros, and Kapelos: A Prolegomena to the Study of Athenian Trade*, *CPh* 30, 1935, pp. 320-336。
- ⑤ 海上交易商人に関する史料は断片的である場合が多いため、文献史料を可能な限り網羅的に収集することは、商人の性質を議論する上で、極めて重要な意味を持つ。従って、クノリンハの研究は、海上交易商人についてのその後の研究の基盤を形成したという点で、大きな意義を有するものである。ただし、個々の史料の解釈については、現在に至るまでに、様々な批判・修正がなされている。例えば、Finkelstein, *op. cit.*, pp. 332-333；前沢伸行「紀元前四世紀のアテナイの海上貿易——海上貸付の分析を中心に——」弓削達、伊藤貞夫編『古典古代の社会と国家』東京大学出版会、一九七七年、一〇七—一四六頁、特に二三頁注七（以下「海上貸付」と略す）を参照。
- ⑥ Finkelstein, *op. cit.*, pp. 332-336。
- ⑦ E. Eryleben, *Die Rolle der Bevölkerungsklassen im Aussenhandel*

- Athens im 4. Jahrhundert v. u. Z. in E. C. Welskopf (ed.), *Hellenische Polis: Krise, Wandlung, Wirtung*. Berlin 1974, pp. 460-520. 特に pp. 471-482. ただし「エレナスローレンの史料解釈については」これまでに多くの研究者により批判がなされている。例えば「海上貸付」一一三頁注七から一三三頁注三四；P. Milliet, *Maritime Loans and the Structure of Credit in Fourth-Century Athens*, in P. Garnsey, K. Hopkins and C. R. Whittaker (eds.), *Trade in the Ancient Economy*, Berkeley, 1983, pp. 36-52. 特に p. 38 を参照。
- ② C. M. Reed, *Maritime Traders in the Ancient Greek World*, Cambridge, 2003, pp. 4-5, 93-132.
- ③ Milliet, op. cit., pp. 39-52.
- ④ 海上交易商人を非市民・貧民とするモデルを前提にした研究として R. J. Hopper, *Trade and Industry in Classical Greece*, London, 1979, pp. 108-109; Montgomery, op. cit., pp. 43-61 を挙げることがある。ただし「モンロメリは」マテナイ市民商人が例外的であった背景として「商業に従事することを忌避する心性のみならず、専門知識の欠如という実際上の問題があった」ということを指摘する。
- ⑤ このモデルの妥当性をめぐるこれらの研究が、同じ史料を用いながら異なる見解に至っているという問題については Milliet, op. cit., pp. 37-39; Engen, op. cit., pp. 16, 329, n. 21 を参照。
- ⑥ Isager and Hansen, op. cit., pp. 71-73.
- ⑦ 伊藤貞夫「古典期のポリス社会とその変質」荒松雄他編「地中海世界Ⅱ」(岩波講座世界歴史Ⅱ)岩波書店、一九六九年、七九―一〇八頁、特に九一―九三頁。
- ⑧ 前沢「海上貸付」一一二五―一二九頁および一三四―一三五頁注五九。ただし、前沢伸行「紀元前五、四世紀のアテナイにおける海上貿易と
- ἐκδοσίς」『西洋古典学研究』二五、一九七七年、四三―五三頁(以下「エクスシス」と略す)は、海上貸付が普及する以前の、前五世紀から前四世紀初頭には、富裕な市民による資金提供であるエクドシスという制度が存在したとして「この時期の海上交易についてはハーゼブローク説を妥当なものとする。
- ⑨ Engen, op. cit., pp. 103-118.
- ⑩ Exkleben, op. cit., pp. 460-461. この問題についてはまた同じく Bissa, op. cit., pp. 1-9, 23-25 を参照。
- ⑪ 初期クニリスム時代については「論じた」G. J. Oliver, *War, Food, and Politics in Early Hellenistic Athens*, Oxford, 2007. また前古典期と古典期については「穀物以外に金・銀・木材を含めて論じた」と同じく Bissa, op. cit., pp. 23-24, 211-236 を挙げることがある。
- ⑫ Moreno, op. cit., pp. 140-143, 146, 251-260, 323-324.
- ⑬ Engen, op. cit., pp. 214-221.
- ⑭ 橋本「前掲論文」一一八頁。
- ⑮ 例えば「伝テモステネス法廷弁論第三五番においては、アテナイハリカルナッソス、パセリス、エウポイアといった地域の出身者が関与している。また」[Dem.] 33.5 においては「市民である話者が「交易活動を通じて」ピュキントイオンの海上交易商人たちと知り合いとなつた」ことが論じられている。マテナイ市民が海上交易に従事している例として「例えば」[Dem.] 35.49 のアンテロクレス」[Dem.] 49.14-18 のクリッポス」[Dem.] 58.5, 10, 12 のミロン」Andoc. 1.137 のアンドキヤス等が挙げられる。碑文中に見出される者については Oliver, op. cit., pp. 32, n. 93 を参照。
- ⑯ Mckechnie, op. cit., p. 181.
- ⑰ Isager and Hansen, op. cit., p. 207; 前沢「商業と国家」一七六

第二章 海上交易に関する奉仕と顕彰

本章では、まず、顕彰決議碑文を分析するための前提として、海上交易に関する奉仕と顕彰が行われた背景や、奉仕内容および被顕彰者の種類について概観する。次に、顕彰事例を検討し、被顕彰者が行った奉仕内容について詳しく分析する。その上で、これらの奉仕にみられる特徴に目を向けることによって、海上交易商人の人的紐帯の形成について論じることを目指す。

第一節 交易関連奉仕と被顕彰者の種類

前述のとおり、アテナイは前四世紀に深刻化した穀物供給問題に対処するため、様々な対策を講じた。海上交易に関する奉仕を行った者への顕彰は、こうしたアテナイの穀物供給政策の中に位置づけることができる^①。アテナイでは、ポリスに対する奉仕を行った者への顕彰決議がすでに前五世紀から行われていたが、碑文中で明記されている顕彰理由に着目するならば、当初は政治的・軍事的な奉仕が顕彰対象とされていたことがうかがわれる。これに対し、前四世紀には、こうした政治的・軍事的奉仕に加え、交易に関する奉仕への顕彰も行われるようになっていった。海上交易商人に対するこのような顕彰事例は、前四世紀末、とりわけパレロンのデメトリオスの時代以降には確認されなくなることから、本稿は、初期の事例が確認される前四一四年頃から前三二八年頃までの、計三二例の顕彰決議を考察対象とする。なお、【表】は、これらの事例をまとめたものであり、本文中で「事例」と付記して挙げている番号は、この表の事例番号と対応している^④。

アテナイが穀物供給を目的としてこうした顕彰を行っていた一方で、被顕彰者が奉仕を行った目的は様々であった。例

【表】 交易関連奉仕を行った者に対する顕彰決議一覧

No.	被顕彰者名 (出身)	史料	年代	奉仕	地位	名誉・特権	備考
1	リュコン(アカイア)	IG i ³ 174	c.414-412	—	商人	P; E; S; 航海特権	
2	ピュトパネス①	IG i ³ 98	411以前	—	商人	P; E	
3	ピュトパネス②	IG i ³ 98	411/410	—	商人	S; AS	
4	パノステネス①(アンドロス)・アンティオキデス	IG i ³ 182	c.410-407/6	—	—	AT; C; P; E; S	
5	パノステネス②(アンドロス)	IG i ³ 182	c.410-407/6	—	—	市民権	
6	アルケラオス(マケドニア)	IG i ³ 117	407/6	輸入品贈与	有力者	C; P; E; S	
7	サテュロス I と息子たち(ボスポロス)	IG ii ² 212	c.395-389/8	その他	有力者	C; 冠; AT; 市民権; S	
8	—(メガラ)	IG ii ² 81	c.390-378/7	—	商人	P; AS; S; 欲待	
9	レウコンと息子たち(ボスポロス)	IG ii ² 212	389/8	輸入品贈与/ その他	有力者	C; 冠; AT; 市民権; S	
10	—(アカイア?)	IG ii ² 286 + 625	c.350-325?	—	商人	P; E; AT; AS; S	
11	オロンテス(ミュシア)	IG ii ² 207	349/8?	その他	有力者	C; 冠; 市民権; S	
12	スパルトコス II・バイリサデス I ①・アポロニオス(ボスポロス)	IG ii ² 212	347/6	その他	有力者	C; 市民権; AT; 冠; S; ヒュベレシアイ利用	
13	—	IG ii ² 543	c.340	—	—	C; 冠; S	
14	ピロメロス	IG ii ² 423	c.340-300	その他	—	S	
15	—(サラミス)	IG ii ² 283	c.337	輸入品割引	商人	C; 冠; S	
16	ソパトロス(アクラガス)	Camp 3	c.337-325	通常輸入	商人	C; P; E; S; 欲待; 餽劇席	
17	バンディオス(ヘラクレイア)	Schweigert 39	c.337-320	通常輸入	商人	C; S	

No.	被顕彰者名（出身）	史料	年代	奉仕	地位	名誉・特権	備考
18	ボタモン・――	IG ii ² 409	c.337-320?	通常輸入	商人	C; S	
19	…ダス(コス)	IG ii ² 416b	334/3-321	商船保護	――	S	エンボロイ等が証言
20	ムネモン・…アス(ヘラクレイア)	IG ii ² 408	333/2	輸入品割引	商人	C; 冠; S	将軍等が証言
21	ディオニュシオス	IG ii ² 363	335/4 or 331/0 or 326/5	輸入品贈与	商人	エイスポラ・従軍特権; S	
22	ヘラクレイデス①(サラミス)	IG ii ² 360	330/29-328/7	輸入品割引	商人	C; 冠; 使者派遣	入港したエンボロイの中で最初
23	アプセスとその父(テュロス)	IG ii ² 342	c.330以降	通常輸入	商人	C; 冠; P; E; エンクテシス; S	
24	パイリサデス I ②と息子たち(ボスポロス)	IG ii ² 653	c.327	その他	有力者	青銅像	
25	ヘラクレイデス②(サラミス)	IG ii ² 360	325/4	輸入品購入のための金銭贈与	商人	C; 冠; P; E; エンクテシス; エイスボラ・従軍特権; S	
26	アポロニデス(シドン)	IG ii ² 343	323/2	――	――	C; 冠; P; E; エンクテシス; S	エンボロイとナウクレロイが証言
27	…パネス	IG ii ² 398a+438	c.322/1-320/19	その他	――	市民権; S	
28	メトロドロスの息子たち(キュジコス)	IG ii ² 401	c.321-319	その他	有力者	C; 冠; S	
29	――	IG ii ² 407+SEG 32.94	c.321-318	通常輸入/商船保護	商人	C; 冠; S	
30	エウカリストス①	IG ii ² 400	320/19以前	――	商人	P; E	
31	エウカリストス②	IG ii ² 400	320/19以前	輸入品割引	商人	C; S	

凡例：①、②＝同一人物の登場回数。

AS＝アシュリア／AT＝アテレイア／C＝賞賛／E＝エウエルゲシア／P＝プロクセニア／S＝石碑建立。

Camp＝J. M. Camp, Proxenia for Sopatros of Akragas, *Hesperia* 43, 1974, pp. 314-324 の番号。

Schweigert＝E. Schweigert, Greek Inscriptions, *Hesperia* 9, 1940, pp. 309-357 の番号。

えば、後述するボスポロス王の場合、アテナイとの間に友好関係を築くという外交的動機をみてとることができる。また、被顕彰者の中には、祖国を追われてアテナイに拠点を移したと思われる者が確認され、この場合、彼らはアテナイにおけるよりよい待遇を求めていたと考えられる。^⑥あるいは、顕彰には特権や名譽の付与が伴ったため、これら自体を目的としていた奉仕者も存在したと想定される。^⑦

交易に関する奉仕・顕彰関係に着目し、関連する顕彰決議碑文の網羅的分析を行ったエンゲンは、こうした奉仕を「交易関連奉仕 trade-related services」と呼び、その奉仕内容を「輸入品贈与」「輸入品割引」「通常輸入」「商船保護」「その他」の五種類に分類する。^⑧本稿では、基本的にはエンゲンが提示した区分を採用して分析をすすめることとする。

さて、こうした交易関連奉仕を行い顕彰された者には、海上交易に従事する者と、自らは交易に従事しない者との二種類が確認される。^⑨海上交易商人が前者に含まれるのに対し、後者には、海上交易商人に対して様々な便宜を図った有力者たちが含まれる。しかしながら、これらの顕彰決議はいずれも、アテナイが国外から必需品を確保することを目的としていたという点で共通していることから、本章では、こうしたアテナイ側の意図に即し、有力者に対する顕彰事例も併せて概観する。ただし、本稿の主たる考察対象は海上交易商人であるため、有力者については、あくまでも参考とするにとどめる。

第二節 交易関連奉仕への顕彰事例の検討

以下では、まず、有力者に対する顕彰事例を概観した後、有力者以外の事例について、奉仕の種類ごとに確認する。なお、有力者に対する顕彰事例では、具体的な奉仕内容が明記されていない場合が多いことから、適宜、法廷弁論を参照することで情報を補うこととする。

有力者に対する顕彰事例の中では、ボスポロス王国に関するものが多くを占めており、事例七、九、一二、二四の計四

例が確認される。ボスポロス王国は、黒海沿岸に位置する穀物生産地である。現存する顕彰決議碑文からは、少なくともサテュロス一世、レウコン、パイリサデス一世とスパルトコス二世、スパルトコス三世の治世に、アテナイが、彼らに対する顕彰をとおしてボスポロスとの間に友好的な関係を築き、穀物の供給を確保しようとしていたことが読みとれる。碑文中には具体的な奉仕内容が明記されていないものの、法廷弁論からは、彼らがアテナイへと向かう商船に対する免税といった優遇措置をとったことがうかがわれる。そして、こうしたボスポロス王への顕彰がアテナイにおいて行われる際には、市民権付与や青銅像建立といった例外的な特権が付与されている。また、法廷弁論は、彼らの奉仕とそれに対する顕彰が行われたということが、アテナイ市民たちの中で広く知られていたことを示している。このことから、アテナイはボスポロスとの関係をとりわけ重視していたと考えられる。

ボスポロス関連以外の有力者の事例では、事例六において、マケドニア王アルケラオスが木材の贈与を行い顕彰されている。マケドニアに関しては、伝デモステネス法廷弁論第四九番において示されているように、前三七〇年頃にマケドニア王アミュンタスによって木材の贈与が行われており、この事例六と同様に、アテナイとマケドニアの有力者との関係性を見出すことができる。そして、ボスポロス、マケドニア以外の有力者の事例としては、事例一において、ペルシア総督オロンテスが、事例二八において、ペルシア総督とつながりのあるキュジコスのメトロドロスの息子たちが、それぞれ穀物輸送に関する何らかの奉仕を行い、顕彰されていることが確認される。

それでは、次に、有力者以外の事例について奉仕内容ごとに確認していく。まず、「輸入品贈与」が行われている事例としては、事例二一と事例二五が確認される。事例二一では顕彰理由として、被顕彰者が穀物不足の際に贈与を行ったことが示されている。また、事例二五では、被顕彰者がアテナイに対して穀物供給用の金銭三〇〇ドラクマを贈与している。当時の職人の日当が約一ドラクマであったことを考慮するならば、この金額は決して少なくないとみなすことができる。

「輸入品割引」が行われている事例としては、事例一五、二〇、二二、三一が確認される。このうち、具体的な価格が読みとれる事例二〇および事例二二では、それぞれ、前者では小麦一メデイムノスあたり九ドラクマで四〇〇万メデイムノス分、そして同等量の大麦を一メデイムノスあたり五ドラクマで提供し、後者では、小麦一メデイムノスあたり五ドラクマで三〇〇メデイムノス分を提供している。法廷弁論は、この奉仕が行われたのと同時期に、アテナイにおいて穀物が値上がりし、一メデイムノスあたり一六ドラクマで販売されていたことを示している。従って、これらの事例では、穀物が大幅な割引価格で提供されていることがうかがわれる。また、「通常輸入」が行われている事例については、事例一六、一七、一八、二三、二九を確認することができる。これらの例では、穀物の輸送が行われたことが示されているものの、価格への言及はみられないことから、通常価格で輸入品が提供されたと考えられる。^②

「商船保護」が行われている事例として挙げられるのは、事例一九と事例二九である。このうち、奉仕が行われた状況が比較的詳しく示されているのが、事例一九である。さらに、この事例は、被頭彰者自身が海上交易商人であるか否かを特定することはできないものの、次のような注目すべき点が確認される。すなわち、被頭彰者によって行われた奉仕について、海上交易商人が、何らかの証言を行っているのである。

「アテナイ人のエ」ンポロイ「と」、サモスにおける「民衆」と、アテ「ナイ人のうち」たまたま傍にいる「他の人々と」、その他の人々は、証言する……コスが……ダスが、「エンポロイと」ナウクレロイについて護衛して、「アテナイの」民衆のためにできるだけ豊富な穀物が入港するように、そしてアテナイ人のうち誰も誰によっても「不正に邪魔されず」、持ち去られないようにし、その他、「ア」テナイ人のうちいつも傍にいる人々に、善意を示す。「評議会によって決議された。籤により」プロエドロイとなった者が、「最初の」民会において「論議」すること。^③（事例一九）

「エンポロイ ἐμπόροι」と「ナウクレロイ ναυκλήροι」は、海上交易商人を意味する古代ギリシア語である。^⑤ つまり、ここでは、被顕彰者による奉仕内容として「商船保護」と「在サモスのアテナイ人に対する何らかの奉仕」が、そして、証言を行った者として「海上交易商人」と「在サモスのアテナイ人たちが」が、それぞれ対応する形で挙げられている。^⑥ 従って、この事例からは、被顕彰者によって行われた「商船保護」について、商船を保護された海上交易商人が証言している状況が読みとれるのである。ところで、このような「商船保護」が行われた状況については、同じく前四世紀アテナイに関する次の二つの事例を、法廷弁論中に見出すことができる。^⑦

「かつてあなた方のところから出港したすべての將軍たちは、そうでなければ私は何であれ刑を受けるが、キオス人からであれ、エリュトライ人からであれ、それぞれ可能な人々、私は小アジアに住む人々について言っているが、こうした人々からであれ、金銭を受け取る。一隻あるいは二隻の船を持つ者はより少なく、より多くの戦力を持つ者はより多く受け取る。……しかし、自分のところから出港するエンポロイが不正をなされないこと、掠奪されないこと、自身の船が護送されること、そのようなことを彼らは買うのである。彼らは善意を与えることであると書いており、この収入はこのような名前を持っている」^⑧

「そこで、大昔から裕福である人々について、および、最近評判を得た人々について、我々が全く間違ったことを言っていることは明らかである。そして、ある者たちが容易に、ある者がその役職から何タラントンも得ていると言うことに原因があると、私には思われる。死んだ者について言う限り、私は全く驚かない。というのも、彼によって反論されることはないだろうから。しかし、生きている人々について嘘を言おうとする限りはそうではない。というのも、ディオティモスが、彼自身が認めているよりも四〇タラントン多くナウクレロイとエンポロイから得ているというのを、たった今、民会においてあなた方は聞いた。そして、彼がやってきて記録し、彼が不在中に中傷されたと怒って言ったとき、ポリスは金銭を必要としており、彼は計算することを欲していたのだが、

このことについて誰も反論しなかった。」^⑳

前者からは、アテナイの將軍たちが「商船保護」を行うことにより、保護される人々から金銭を得ていた様子を読みとることができる。^㉑ 後者からは、ディオティモスが自身の役職を利用し、海上交易商人たちから金銭を得ているという批判がなされていることががわかれる。^㉒ デイオティモスはこの時將軍職についていたことから、彼もまた前者と同様に、海上交易商人のために「商船保護」を行うことよって金銭を得ていたと考えられる。^㉓ なお、後者では、実際にはこの情報が不正確であることが指摘されている。しかしながら、ここで訂正すべきこととして挙げられているのは、「彼自身が認めているよりも」多くの金銭を得ているとされている点である。換言すれば、多かれ少なかれ、こうした行為が行われていたこと自体は、本人ですら認めていたのである。

海上交易には、敵国や海賊による商船拿捕の危険性が伴うことから、これらを回避するための「商船保護」は、その奉仕の性格上、アテナイのみならず、保護される海上交易商人にとつても直接的な利益をもたらすものであったと考えられる。そして、以上の法廷弁論からは、「商船保護」を行う者と、保護される海上交易商人との間に、奉仕の見返りとして金銭を受け取るという関係性が存在していたことが読みとれる。ところで、前述の事例一九の場合、「商船保護」を行つた者はアテナイ市民でも將軍でもない。しかしながら、被顕彰者による「商船保護」について、保護された海上交易商人が証言を行っていること、そして、これが奉仕者の顕彰に寄与していることから、彼らの間に、奉仕の見返りとして顕彰を受け取るという関係性が成立していたことが確認される。すなわち、顕彰決議碑文に記されている「商船保護」の事例においても、法廷弁論の事例と同様に、奉仕者と保護される海上交易商人とが互いに利益を得られるような関係性が成立しているのである。このことは、先行研究において奉仕者とアテナイとの関係のみが論じられてきたことをふまえるならば、注目すべき点であろう。

第三節 奉仕の継続性

それでは、こうした顕彰事例からは、交易関連奉仕について、いかなる特徴を見出すことができるであろうか。ここで、前節の分析内容をふまえた上で、それぞれの被顕彰者が行っている奉仕内容に着目すると、次のような傾向が浮かび上がってくる。すなわち、交易関連奉仕を行って顕彰された者の中には、複数回の奉仕を行っている者を数多く見出すことができるのである。こうした事例のうち、海上交易商人が被顕彰者である事例は、事例二、三、一五、二二、二五、二九、三〇、三一の計八例であるが、商人に対する顕彰事例一七例のうち、大半の事例には碑文の欠損がみられ、その欠損部分に他の奉仕内容が含まれている可能性があるということを考慮するならば、これは決して少なくない数であるともみなすことができる^⑤。さらに、被顕彰者が複数回の奉仕を行っている事例の中には、事例三、五、二五、三一のように、顕彰される以前のみならず顕彰後にも奉仕を行い、再び顕彰されている事例が、ボスポロス王関連碑文を除いても四例確認され、このうち少なくとも三例は海上交易商人が被顕彰者である^⑥。

以上の傾向は、顕彰された海上交易商人の中に、交易関連奉仕を継続的に行っている者が複数存在していたことを示す。前四世紀アテナイでは、交易関連奉仕以外の奉仕に関する顕彰も数多く行われていた。ところが、これらの顕彰決議碑文においては、交易関連奉仕への顕彰事例において確認されるような、こうした著しい特徴を見出すことはできない。つまり、奉仕の継続性は、とりわけ交易関連奉仕への顕彰事例において確認される特徴であるとみなすことができよう。このような傾向がみられる理由を特定することは困難であるものの、史料から、何年もの間アテナイを拠点として交易活動に従事していた海上交易商人の存在が読みとれるということ^⑦をふまえるならば、彼らが交易活動自体を継続的に行っていたことが、結果的に、こうした傾向につながっていたと考えられる^⑧。また、同一人物が複数回顕彰されている事例では、付与された特権がその都度異なっており、例えば、事例二と事例三の被顕彰者であるピュトパネスは、一回目にはプロクセ

ノスとエウエルゲテスの称号を、二回目には本人と商品に関するアシュリアの特権を得ている。^{⑤⑦} あるいは、事例二二と事例二五の被頭彰者であるヘラクレイデスは、一回目には、航海中に奪われた帆を取り戻すための使者の派遣という特別な援助を得たのに対し、二回目にはプロクセノスとエウエルゲテスの称号に加え、土地所有権や、アテナイ市民とともに従軍し臨時財産税（エイスポラ）を支払う権利等を付与されている。^{⑤⑧} このように、異なる種類の特権が得られることもまた、海上交易商人によって奉仕が継続的に行われていた理由の一つとして想定される。

ところで、ここで注目したいのが、彼らが継続的に交易関連奉仕を行う際には、同じ種類の奉仕を繰り返すのみならず、様々な種類の奉仕を行っているという点である。例えば、事例二二と二五の被頭彰者であるサラミスのヘラクレイデスは、「輸入品割引」と「輸入品贈与」を行っており、事例二九の被頭彰者は、「通常輸入」と「商船保護」を行っている。また、こうした状況は、法廷弁論においても確認することができる。

「ボルミオンは、ところで、彼の共謀者であり証人であるこの者と協力して、次のようなことを行つた我々に対して金を返さないことを、当然だと考える。すなわち、あなた方のエンポリオンへ穀物を輸送し、また、ポリスに三度の危機が降りかかり、あなた方が民衆にとって役に立つ者を見分けたとき、誰も及ぶ者がなかった、我々に対してである。それどころか、アレクサンドロスがテバイに侵入したとき、我々は、あなた方に現金一タラントンを無償で提供した。そして、以前、穀物が値上がりし、一六ドラクマに達したとき、我々は一万メデイムノス以上の穀物を輸入し、一メデイムノスあたり五ドラクマの定価でああなた方に分配し、あなた方はみな、これがポンペイオンにおいて分配されたことを知っている。そして、昨年、私と私の兄弟は、民衆のために穀物を購入するための一タラントンを、あなた方に無償で提供した。」^{⑤⑨}

ここでは、話者である海上交易商人クリュシッポスが、この弁論が行われた時点までに行つた奉仕を列挙している。そ

して、ここからは、彼が少なくとも「通常輸入」、「輸入品割引」、「輸入品贈与」といった様々な種類の奉仕を行っていたということを読みとることができる。

このように、海上交易商人が奉仕を継続すること、そして、その際に様々な種類の奉仕を行っていることからは、次のような状況が導き出されるであろう。すなわち、海上交易商人は、奉仕を繰り返すことで、あらゆる種類の奉仕を行う可能性のある存在であった。従って、例えば、「輸入品割引」や「輸入品贈与」を行う海上交易商人が、別の機会には「通常輸入」を行い、あるいは、「通常輸入」や「輸入品割引」を行う海上交易商人が、別の機会には「商船保護」といった奉仕も行い得たのである。ところで、「商船保護」は、前節で確認したとおり、奉仕者と保護された海上交易商人とを結びつけるような奉仕であり、事例二九からは、海上交易商人によってもこうした「商船保護」が行われていたことが確認される。^④このことをふまえるならば、海上交易商人の継続的な奉仕は、アテナイに穀物を提供するものであると同時に、その副産物として、他の海上交易商人との人的紐帯を形成する行為としての側面を有していたということを指摘できよう。以上のように、本章では、海上交易商人が継続的に奉仕を行う中で人的紐帯を形成していた状況の一端を、顕彰決議碑文の分析をおして確認した。次章では、法廷弁論を主たる分析対象に加えて検討することにより、海上交易商人の人的紐帯を、前四世紀アテナイの穀物供給政策における機能という観点から考察していく。

- ① Engen, *op. cit.*, pp. 54-55; 橋本, 前掲論文, 一〇九—一〇頁。
 ② Engen, *op. cit.*, pp. 179-181; 橋本, 前掲論文, 一一九頁。
 ③ Engen, *op. cit.*, pp. 66-67.
 ④ 表の作成にあたっては *Ibid.*, pp. 225-318 を参照し、年代についてはエンゲンに依拠した。
 ⑤ Morena, *op. cit.*, pp. 169-208. また, Bissa, *op. cit.*, pp. 161-163 は, ホスボロスが, 穀物の質や収穫時期, 航海に際しての気候とこうした点で, 他の穀物生産地と比べ不利な状況に置かれていたことを, 「ついでに」た政策の背景として指摘する。
 ⑥ *JG* Ⅱ² 342; 橋本, 前掲論文, 一一九頁。
 ⑦ Engen, *op. cit.*, p. 111.
 ⑧ *Ibid.*, pp. 78-102.
 ⑨ *Ibid.*, p. 109.
 ⑩ *Ibid.*, p. 118.
 ⑪ *JG* Ⅱ² 212; *JG* Ⅱ² 653.
 ⑫ Dem. 20, 29-33, 36; [Dem.] 34, 36; Isoc. 17, 57.

- ⑬ Dem. 20, 29-41.
- ⑭ Isager and Hansen, *op. cit.*, pp. 21-23.
- ⑮ Engen, *op. cit.*, p. 283. 本稿の考察対象は例三の頭形を論ずる例の中は、木材の供給に関するもの、事例四、六の計三例を確認される。しかしながら、これらは必需品確保のためマナトナの政策である点で、穀物に関する事例と共通している。また、穀物供給の場合同様、海上交易商人がその供給の担い手である。そのため、本稿の考察に際し参照すべき点も多くなると、同じではこれらの事例を併せて概観する必要がある。
- ⑯ [Dem.] 49, 26.
- ⑰ M. J. Osborne, *Naturalization in Athens*, Brussels, 1981, pp. 53-54; Engen, *op. cit.*, pp. 288-290.
- ⑱ Engen, *op. cit.*, pp. 312-323.
- ⑲ C. J. Schwenk, *Athens in the Age of Alexander: The Dated Laws and Decrees of "The Lykourgan Era" 338-322 BC*, Chicago, 1985, pp. 322-333; Engen, *op. cit.*, pp. 303-304; S. D. Lambert, *Inscribed Athenian Laws and Decrees 352/1-322/1 BC: Epigraphical Essays*, Leiden, 2012, pp. 145, 161-167.
- ⑳ R. H. Randall, *The Drechtheum Workmen, A/A 57*, 1953, pp. 199-209.
- ㉑ [Dem.] 34, 39.
- ㉒ Engen, *op. cit.*, pp. 91-92.
- ㉓ *Ibid.*, p. 291 ㉔ [Dem.] 58, 53 を根拠とする事例一三を「商船保護」に含めようとする。しかしながら、同じく言及されているモイロクレスが事例一三の被頭形者であるとは断定できなくとも、おおよそ事例一三の頭形決議本文からは具体的な奉仕内容が特定できなくとも、本稿ではこの事例を「商船保護」に含めてみる。
- ㉔ *IG* ii² 416b.
- ㉕ Knorringer, *op. cit.*, pp. 96-97; Finkelstein, *op. cit.*, pp. 332-336.
- ㉖ J. Velissaropoulos, *Les navcleres grecs: recherches sur les institutions maritimes en Grece et dans l'Orient hellenise*, Geneva, 1980, p. 98. 本稿、同じく証言を行った海上交易商人が「エンネロン」や「ネボロ」や「ナウクレオン」の言及がなくとも、同じく「エンネロン」が海上交易商人を意味する最も一般的な言葉であることについて説明しているようにされる。 Cf. Finkelstein, *op. cit.*, pp. 334-336.
- ㉗ それぞれの年代は Dem. 8, 25 (三四一甲): *Lys.* 19, 50 (三八八甲) を参照。 Cf. Moreno, *op. cit.*, p. 335.
- ㉘ Dem. 8, 24-25.
- ㉙ *Lys.* 19, 49-50.
- ㉚ Isager and Hansen, *op. cit.*, p. 57.
- ㉛ Velissaropoulos, *op. cit.*, p. 97.
- ㉜ Xen. *Hell.* 5, 1, 25.
- ㉝ Isager and Hansen, *op. cit.*, pp. 55-57.
- ㉞ 特に、事例一〇、一七、一八、二〇、二一、二三は奉仕内容に欠損部分が多いため、他にも奉仕が行われていた可能性がある。
- ㉟ 事例三、一五、三十一。
- ㊱ 例一七 [Dem.] 34, 38-39; [Dem.] 56, 17, 45-47.
- ㊲ *IG* i³ 98.
- ㊳ *IG* ii² 360.
- ㊴ [Dem.] 34, 38-39.
- ㊵ 事例二九からおいて「商船保護」を行った人物が海上交易商人であるようにしては、Reed, *op. cit.*, p. 128; Engen, *op. cit.*, pp. 313-314 を参照。なお、「商船保護」のような奉仕を行うことになったのは、海上交易商人の中でも一部の者に限られていた可能性がある。しかし

ながら、こうした傾向は、その他の種類の交易関連奉仕にも見出すことができる。例えば、第二章第二節で確認したように、「輸入品贈与」は、大量の穀物や金銭を無料で提供するものであり、「輸入品割引」は、穀物を大幅な割引価格で提供するものである。従って、これらの奉仕を行うことができたのは、金銭の余裕のある商人に限られていた

第三章 海上交易商人の人的紐帯と穀物供給政策

本章では、商業裁判に関する伝デモステネスの五編の法廷弁論^①、および、第二章でとりあげた交易関連奉仕に対する顕彰決議碑文を分析対象とする。そして、これらの史料中で確認される海上交易商人の人的紐帯に注目し、アテナイの穀物供給政策におけるその機能を提示することを旨とする^②。

第一節 商業裁判に関する法廷弁論から読みとれる海上交易商人の人的紐帯

前四世紀アテナイでは、航海に必要な資金を海上交易商人に提供するための貸付制度が発達していたが、こうした海上貸付に関する訴訟を扱ったのが、商業裁判 *Σίκαι εὐροπικαί* であった^③。商業裁判は、前四世紀半ばのエウプロスの財政政策の一環として整備された司法制度であり、その特徴としては、契約文書が存在する海上貸付を対象としたこと、アテナイに短期間しか滞在しない海上交易商人のために迅速な手続きがとられたこと、当事者が非市民の場合でも裁判に際して身元保証人を必要としないこと等が挙げられる。アテナイは、こうした商業裁判を整備し、海上貸付制度を機能させること^④によって、穀物の供給を確保しようとしていたのである^⑤。

そこで、本節では、この商業裁判に関する法廷弁論において確認できる海上貸付の事例に焦点を絞り、そこで海上交易商人の人的紐帯が果たしていた役割について考察する。とりわけ、貸付契約の締結と借金の返済は、海上貸付制度の根幹

であろう。すなわち、海上交易商人の中には、以上のような奉仕を行うことができた商人層と、一般的な商人層とが存在していたと考えられる。ただし、事例二九や[Dell] 34, 36 のように、こうした奉仕を行う商人が「通常輸入」によって穀物を供給する場合もあったことから、両商人層を厳密に区別することは困難である。

をなす重要な部分であることから、以下ではこの二点に注目して分析をすすめたい。

まず、貸付契約締結時の状況については、次の二例が確認される。

「というのも、私自身は、陪審員諸君、どのような人々と知り合いにならなかった。しかし、かのスベットス区のディオパントスの息子トラシユメデスと、彼の兄弟のメラノボスが私に味方しており、我々は可能な限り互いに親密な関係を持っている。彼らが彼といたいいつ知り合ったのか私は知らないが、彼らがこのラクリトスとともに私のところへやってきて、そして、私に、この者の兄弟のアルテモンとアポドロロスに、彼らが活動するようにポイントスまで金を貸すように頼んだ。……そして私は、トラシユメデスと彼の兄弟によって説得され、そしてこのラクリトスは私に、彼の兄弟のところから全くの公正さがあることを約束したので、我々のクセノスであるカリユストスとともに、銀三〇ムナを貸した。」

「様々なところに行つたために、そして、エンポリオンの周りに住んだために、私は航海する人々のほとんどをよく知っていて、ピユザンティオンからの人々と、そこで過ごしたために、私は全く親しい間柄である。……彼とパルメノン、エンポリオンにいる私のところにやってきて、銀貨について話した。そして彼（「アパトウリオス」）は自身の船を抵当に四〇ムナ借りており、貸し手たちは、支払の期日が来たとして、返済するよう彼を急ぎ立て、船に足を踏み入れた。そして彼が困っていたため、パルメノンは一〇ムナを渡すことに同意し、彼は私に、三〇ムナ出すよう頼んだ。……さて、私はたまたま手元に銀貨がなく、銀行家ヘラクレイデスと親しい関係にあつたので、私を保証人として彼に金銭を貸すよう彼を説得した。」

前者の事例では、海上交易商人である話者アンドロクレスが、パセリス出身の海上交易商人アルテモンとアポドロロスに対して貸付を行うに至つた経緯が語られている。ここでアンドロクレスは、彼がもともと彼らと知り合いではなかつた

ことと、親しい友人に紹介され説得されたため貸付を行ったことに言及している。後者の事例では、かつて海上交易商人としてピュザンティオンに滞在していた話者の人脈が提示された後、そのピュザンティオン出身であるアパトゥリオスへの貸付が行われた経緯が語られている。そして、ちょうど銀貨の持ち合わせがなかった話者が、知り合いの銀行家に貸付を依頼していることが注目される。すなわち、以上の事例はいずれも、海上貸付を行う対象を人的紐帯に基づいて判断しているのである。

次に、契約締結後から返済までの間については、次の二例が確認される。

「ペイライエウスに、悪い人間たちが集まった徒党があった。あなた方はその者たちを見誤ることはないだろう。彼（ゼノテミス）が、船がここへ帰港しないようにしているとき、協議に基づいて、我々は彼らから一人、ある知り合いを使者とした。」^⑧

「そうすると、彼（ポリミオン）がボスポロスにやってきたとき、彼は私からの手紙を持っていたのであるが、これは、そこで冬を過ごしている私の奴隷と仲間にと渡すようにと彼に与えたものであり、その手紙の中で私は、貸し付けた金銭と抵当について書き、財産が降ろされるや否や、調べ、見守るようにと指示した。」^⑨

前者では、海上貸付の借り手であるゼノテミスが契約どおりアテナイに帰港しようとしめない状況において、貸し手がつた手段が述べられている。そして、貸し手はペイライエウスにいる知り合いを使者として派遣することによって、ゼノテミスに対して働きかけようとしていることがうかがわれる。後者では、貸し手であるクリュシッポスが、契約締結後、借り手である海上交易商人ポリミオンによって交易活動が適切に行われるようにするために、その監視をボスポロスにいる自身の奴隷と仲間に委ねようとしていたことが示されている。すなわち、以上の例からは、貸し手が貸付に伴うリスク

を考慮し、確実に返済されるように、自身の人脈を駆使していたことが読みとれる。

前述のとおり、契約締結および借金の返済は、海上貸付制度が機能する上での根幹をなすものであるが、以上で検討した例は、これらがいずれも、海上交易商人の私人的紐帯によって支えられていることを示しているといえよう。海上貸付は、活発な交易活動が行われるためには重要なものであり、少なくともアテナイではそのように認識されていたことが史料から読みとれる。^⑩そして、穀物供給を確保するための手段として、アテナイは、アテナイ以外の場所へと穀物を輸送する商船に貸付を行うことを、自国に住む者に禁止していた。^⑪しかしながら、海上貸付へのこうした形での介入は、規則を定めることで海上貸付をアテナイの利益となるように利用しようとしたものであって、海上貸付制度の運営自体を保護するものであると言い難い。^⑫もちろん、商業裁判は海上貸付をめぐる紛争を解決するものであり、こうした裁判制度の整備は、海上貸付の運営を保護するという役割を果たしていたと考えられる。^⑬しかしながら、本節の分析結果は、このような商業裁判が行われていた状況ですら、契約締結や借金返済といった、海上貸付制度の主要部分を実際に成り立たせるためには、海上交易商人の私人的紐帯を用いる必要があったことを示している。すなわち、海上貸付制度を機能させるというアテナイの穀物供給政策は、海上交易商人の私人的紐帯によって維持されていたのである。

第二節 顕彰決議碑文から読みとれる海上交易商人の私人的紐帯

続いて、顕彰決議碑文をもとに海上交易商人の私人的紐帯について論じるために、まず、碑文中において、被顕彰者以外の海上交易商人の存在が読みとれる事例を確認する。交易関連奉仕に対する顕彰決議碑文のうち、海上交易商人を意味する「エンポロイ」あるいは「ナウクレロイ」が被顕彰者以外に対して用いられているのは、次の三例に、第二章第二節において引用した事例一九を加えた、計四例である。

「……」[残り] ……「エンポロイとナウ」クレロイの……民会によって称えることが決議された。……とポタモン「を」……以前に……穀物が輸出される……民衆に。……選出すること……すぐに……到着して……する人は誰でも……民会……穀物が……「アテナイへ、そして……」[ミ] レトス人たち……アテ「ナイ」の「民衆の」……民衆……友人。……」(事例一八)¹⁴⁾

「……サラミスのヘラクレイデスは、アテナイの民衆に対し名譽を愛し続け、できることならば何でも善いことを行い続け、以前食糧不足の際に、小麦三〇〇メデイムノスを五ドラクマで提供し、入港したエンポロイの中で最初の者であったので。……」(事例二二)¹⁵⁾

「……エンポロ「イとナ」ウクレロイが、シドンの「デメト」リオスの子「アポツ」ロニデスがアテナイの民衆にとつて「善き者であり親切である」と証言している「ので、民会によって」次のように決議された。シ「ドン」の「デ」メトリオスの子アポツロニデスを称え、彼に一〇〇〇ドラクマ「の」黄金の冠を授けること。アテナイの民衆への美德と善意のゆえに。……」(事例二六)¹⁶⁾

このうち、事例一八は欠損が多く、詳細な情報を得ることができない。次に、事例二二は、顕彰理由の説明文中で、「入港したエンポロイの中で最初」であることが示されている。そして残る二例、すなわち事例一九と事例二六は、いずれも、被顕彰者の奉仕内容について海上交易商人が「証言」を行っているものである。¹⁷⁾ なお、こうした証言が行われた事例は、海上交易商人以外によってなされたものでは一例、事例二〇において確認できる。

「……ヘラクレ「イア」のムネモンと」……アスが「言っていることと、將軍」デイオテイ「モ」と、デイオテイモスが「任命した、穀物の」輸送を管理している「ディオニュソ」ドロスが「証言していることについて」、すなわち彼ら（ムネモンと……アス）

がアテナ「イ」の民衆に対し「親切であり」、四〇〇万「メデイムノスの」シ「ケリアの」小麦を九ドラ「クマで」、彼が運んだ「同じくらしい大麦を」すべて五「ドラクマで」、民衆に「提供するということについて」、民会によって「次のように決議された。」^⑮「(事例二〇)

さて、以上で確認した事例のうち、詳細が不明である事例一八を除き、海上交易商人以外による証言が行われている事例二〇を含めた、計四例に注目するならば、ここには、一つの共通点を見出すことができる。すなわち、これらはいずれも、顕彰決議碑文において、例外的にわざわざ付加された情報であるという点である。これら以外の事例では、被顕彰者について、その名前や出身地、顕彰理由としての交易関連奉仕の種類、付与する特権等が記されているのみであり、こうした付加情報は含まれていない。それでは、これらの事例では情報が付加されたこと背景には、いかなる状況が存在していたのであろうか。

ここで指摘できるのが、これらの付加情報が含まれている事例は、交易関連奉仕への顕彰決議のうち、顕彰理由が詳細に読みとれる範囲において、「輸入品割引」と「商船保護」が行われているすべての事例と、まさに一致しているという事実である。^⑯換言するならば、顕彰理由が詳細に読みとれる事例が少なからず存在するにもかかわらず、「通常輸入」や「輸入品贈与」といった事例には、こうした付加情報が含まれている事例を確認することができない。さらに注目したいのが、伝デモステネス法廷弁論第三四番の、クリュシッポスが行った交易関連奉仕の描写である。前述のとおり、彼は、「通常輸入」、「輸入品割引」、「輸入品贈与」といった、彼が行った様々な種類の交易関連奉仕を列挙している。そして、このうち「輸入品割引」についてのみ、「あなた方はみな、これがポンペイオンにおいて分配されたことを知っている」という説明が付加されているのである。^⑰

それでは、逆に、顕彰決議碑文において付加情報が含まれないという特徴が見出された、「通常輸入」と「輸入品

贈与」については、法廷弁論からいかなる手がかりを得ることができるであろうか。まず、「通常輸入」が行われた状況については、法廷弁論において、次のような描写が確認される。

「しかし、もし彼がすべての貸し手に対し、契約書に書かれていることを行わなければならないとするならば、彼はアテナイにおいて一五ムナの積荷を購入しなければならないが、彼はそうせず、食糧を含めて、五五〇ドラクマの積荷を購入した。しかし、彼は七五ムナの借金がある。さて、アテナイ人諸君、これが悪行の始まりとなった。というのも、彼は抵当を提供せず、船に財産を積みこまなかった。契約書は必ず積み込むように命じているのに。……それでは、五〇分の一税を集める人の台帳と証言をとってくだろ。」²⁰⁾

この事例では、話者から貸付を受けた海上交易商人ボルミオンが、契約どおりに荷を積まなかったことが問題とされており、話者はその証拠として、五〇分の一税の台帳を提示している。五〇分の一税は、アテナイの外港ペライエウスに出入りする商船に対して課された関税である。²¹⁾従って、アテナイから出港したボルミオンが船に乗せた積荷の量は、この台帳から確認することができたと考えられる。²²⁾ここで注目に値するのが、ペライエウスにこうした台帳が存在したこと、そして、これが穀物を輸送する船や積荷の出入国の記録として利用可能なものであったということである。²³⁾つまり、この事例は、穀物を輸入したという事実自体については、利用可能な記録が残されているということを示している。

一方、「輸出品贈与」はいかなる状況下で行われていたのであるうか。穀物あるいは穀物購入のための金銭が贈与された事例としては、事例九、事例二一、事例二五、そして伝デモステネス法廷弁論第三四番のクリュシッポスによる奉仕の計四例を挙げることができる。²⁴⁾そして、これらの事例から、穀物や金銭の贈与事例は、前四世紀の中でもとりわけ穀物不足が著しい時期に集中していることが確認される。²⁵⁾

さて、このうち、事例九の被顕彰者レウコンによる奉仕については、デモステネス法廷弁論から、当時のアテナイの対応を読みとることができる。

「これがどのくらいの大きさか、よく考えてみなさい。彼（レウコン）は自国から穀物を輸出する人々から三〇分の一税をとりたてる。ところで、穀物のうち彼の国からここに到着するものは、約四〇万（メデイムノス）である。そして、穀物監督官の下の台帳から、これを見ることが出来る。……一昨年すべての人々のもとで飢饉が生じたとき、彼は十分な穀物を送付しただけでなく、銀一五タラントンが、これはカッリステネスが管理したが、さらに余分の利益として生ずるようにまで送付した。」^{②①}

ここでは、通常時にボスポロスからアテナイへと穀物が輸送されていた状況と、飢饉の際に特別に穀物が送付された状況という、二種類の穀物輸送への言及が読みとれる。そして、前者に関しては穀物監督官の台帳が証拠として挙げられているのに対し、後者に関しては、カッリステネスなる人物が職務にあたったことが述べられている。すなわち、このことは、飢饉の際に行われた大量の穀物贈与には、通常時とは異なる役人が関与していたということ、^{②②} および、こうした役人による業務内容が、のちに参照可能であったということを示している。

穀物や金銭の贈与に関する残りの三つの事例もまた、アテナイが飢饉に襲われた時期にあたるものである。また、「通常輸入」では、輸入された穀物は直接国内の穀物商人に販売されたのに対し、^{②③} 「輸入品贈与」の場合、穀物が無料で贈られるため、これを受け取るアテナイ側は、市民への分配の方法の検討を含め、特別な対応をとる必要があった。^{②④} 従って、これらの事例についても、上述の事例と同様の状況を想定することができる。つまり、「輸入品贈与」は、通常とは異なる個別的な対応を要するものであったがゆえに、その奉仕が行われたという事実について、のちに確認が行えるような状況にあったと考えられるのである。

「通常輸入」と「輸入品贈与」がこのような状況下で行われていたのに対し、「輸入品割引」と「商船保護」は、証言が可能な人々が限定的であり、奉仕が行われたという事実や、奉仕者が顕彰に値するということを証拠づけるためには、工夫が必要であったと考えられる。前述のとおり、「輸入品割引」については、「あなた方はみな、これがポンペイオンにおいて分配されたことを知っている」といったように、輸入品が提供された具体的な状況を想起させる必要があった。^④あるいは、顕彰決議碑文においては、事例二〇にみられるような將軍と穀物に関する役人の証言や、事例二二にみられるような「入港したエンポロイの中で最初」といった説明によって、付加的な根拠を提示する必要があった。他方で、「商船保護」はアテナイ外で行われることから、それが行われた状況についてアテナイ市民たちの証言を得ることは、より困難であったと考えられる。

こうした中、少なくとも事例一九と二六において、交易関連奉仕が行われたという事実を証拠づけるために、海上交易商人の証言が引き合いに出されていることは注目に値するであろう。このことは、交易関連奉仕が行われた事実を確認する上で、状況によっては海上交易商人の証言に頼る必要が生じたということを示している。さらに、このうち奉仕内容が読みとれる事例一九は、前述の「商船保護」の事例であり、奉仕者と海上交易商人との人的紐帯が確認されるものである。つまり、交易関連奉仕が行われたことを示す証言は、その奉仕者と結びついた商人によっても行われ得たのである。以上のように、交易関連奉仕への顕彰という穀物供給政策を行う上で、アテナイは、奉仕が行われたという事実を提示するための手段を必要としていた。そして、そうした役割を、海上交易商人の人的紐帯が部分的に担っていたという状況を指摘することができる。ここには、前節で確認した、海上貸付に関する状況との共通点を見出すことができよう。すなわち、海上交易商人の人的紐帯は、海上貸付制度および交易関連奉仕への顕彰において重要な役割を果たしていたという点で、アテナイの穀物供給政策の実際の運営を支えるものであったのである。

④ [Dem.]32; [Dem.] 33; [Dem.] 34; [Dem.] 35; [Dem.] 56. 以下

がすべて、実際の裁判のために作成されたものであることについては、

研究者の間で見解が一致している。この問題については、前沢「海上貸付」一一〇頁注四・伊藤、前掲書、一八四―一八五頁を参照。

- ② 吉田道子「古典期アテナイの海上取引——人的結合からみた特徴——」『北大史学』一九、一九七九年、一―一九頁は、商業裁判に関する伝デモステネス法廷弁論五編にみられる人的結合の事例を概観し、海上貸付の借り手と貸し手が、それぞれ地縁や血縁に基づいて人的結合を成立させていたと指摘する。また、借り手が複数人である場合の責任や権利の共有についても論じた。E. M. Harris, *The Liability of Business Partners in Athenian Law: The Dispute between Lycon and Megacleides* (Dem.] 52.20-1), *CQ* 39, 1989, pp. 339-343; 根本泰充「前四世紀ギリシアの海上貿易における *korwvóci*」『白山史学』四八、二〇一二年、二二三―二四七頁。ただし、これらはいずれも、こうした結びつきの存在が、アテナイの穀物供給政策にいかなる影響を与えていたかについては論じていない。

- ③ 商業裁判については、E. E. Cohen, *Ancient Athenian Maritime Courts*, Princeton, 1973; Isager and Hansen, *op. cit.*, pp. 84-87; Velissaropoulos, *op. cit.*, pp. 235-252; 前次「商業と国家」一七一―一七六頁; A. Lanni, *Law and Justice in the Courts of Classical Athens*, Cambridge, 2006, pp. 149-174 を参照。商業裁判の対象や手続については「海上交易に関する *νόμοι ἐμπορικοί*」について定められている。なお、商業裁判が開かれた時期については、海上交易が行われる半年間とする説や、航海シーズンを外れる半年間とする説が存在する。この議論については、M. H. Hansen, *Two Notes on the Athenian dikai emporikai*, in P. Dimakis (ed.), *Symposion 1979: Vorträge zur griechischen und hellenistischen Rechtsgeschichte*, Cologne and Vienna, 1983, pp. 167-175; Reed, *op. cit.*, pp. 89-92; Engen, *op. cit.*, p. 62 を参照。

- ④ Cf. Dem. 7, 12.
⑤ Reed, *op. cit.*, pp. 44-46; Lanni, *op. cit.*, pp. 150-152.
⑥ [Dem.] 35, 6-8.
⑦ [Dem.] 33, 5-7.
⑧ [Dem.] 32, 10-11.
⑨ [Dem.] 34, 8.
⑩ [Dem.] 34, 50-52; [Dem.] 56, 48-50.
⑪ [Dem.] 34, 37; [Dem.] 35, 50-1; Lycourg. 1, 27.
⑫ Bissa, *op. cit.*, pp. 177-178.
⑬ 前沢「商業と国家」一七六頁; Oliver, *op. cit.*, p. 40; [Dem.] 34, 52.
⑭ *IG II²* 409.
⑮ *IG II²* 360.
⑯ *IG II²* 343.
⑰ Velissaropoulos, *op. cit.*, pp. 96-98.
⑱ *IG II²* 408.
⑲ ただし、「輸入品割引」あるいは「商船保護」が行われている事例のうち、事例一五・二九・三二については、欠損が多く、付加情報の有無や読み取りが困難である。
⑳ [Dem.] 34, 39.
㉑ [Dem.] 34, 7.
㉒ Isager and Hansen, *op. cit.*, p. 27.
㉓ Cf. Oliver, *op. cit.*, pp. 34-35.
㉔ 同様の描写は、Dem. 20, 32 においても確認できる。
㉕ 同時代史料以外にも目を向ければ、この他に、トケドニアのホルバロスコムで行われた可能性がある。Cf. Ath. 13, 586d; 13, 596b. ただし、この事例については、具体的な状況および年代を特定することはできない。Cf. Engen, *op. cit.*, pp. 301-303.

- ②⑤ Dem. 20. 33 では「飢饉が生じたとき」*IG ii² 363*（事例二一）では「穀物不足の際だ」との言及がみられる。また、事例二五の奉仕は三三三～四四年 [Dem.] 34. 39 における金銭贈与は三三八～七十年に行われたと考えられる。 Cf. Isager and Hansen, *op. cit.*, p. 169; D. M. MacDowell, *Demosthenes the Orator*, Oxford, 2009, p. 279; Engen, *op. cit.*, pp. 79-80, 303-304, 309-310. なお、穀物不足が特に著しい時期については Garnsey, *op. cit.*, pp. 154-162 を参照。
- ②⑥ Dem. 20. 32-33.
- ②⑦ C. Krennmydas, *Commentary on Demosthenes Against Leptines*, Oxford, 2012, pp. 256-257.
- ②⑧ 前掲「商業と国家」一六六頁。 Cf. Lys. 22.
- ②⑨ Isager and Hansen, *op. cit.*, pp. 207-208; Engen, *op. cit.*, p. 80.
- ③⑩ [Dem.] 34. 39.

おわりに

本稿の分析結果をまとめると、次のとおりである。まず、第二章で確認したように、交易関連奉仕への顕彰が行われる中で、その副産物として、海上交易商人の人的紐帯が形成されていた状況をみてとることができるとは、第三章第一節で示したように、海上交易商人の私人的紐帯は、海上貸付制度の主要部分を支えていた。従って、アテナイは、この制度を機能させるという穀物供給政策において、海上交易商人の人的紐帯に依存していたとみなすことができる。そして、第三章第二節で論じたように、交易関連奉仕への顕彰というもう一つの穀物供給政策においては、奉仕が行われた事実の確認のような、政策の運営に直接かかわる行為を、海上交易商人の人的紐帯が部分的に担っていた。すなわち、前四世紀アテナイの穀物供給政策は、海上交易商人の人的紐帯を形成すると同時に、これを利用することによって、運営されていたのである。

本稿では、アテナイの穀物供給政策がいかにして運営されていたかについて、穀物供給の実際の担い手である海上交易商人に焦点を絞り考察を行った。そして、分析の結果、アテナイの穀物供給政策は海上交易商人の人的紐帯によって支えられていたことが明らかとなった。このことは、その他のアテナイの政策や制度もまた、様々な私人的紐帯によって

支えられていたことを示唆している。そうであれば、社会的地位といった従来の観点ではとらえられないような関係性に着目した本稿の成果は、穀物供給政策のみにとどまらない可能性を有するであろう。様々な領域でこうした関係性の詳細な検討を行うことで、アテナイ社会をより深く理解することができると考えられる。

さらに、前四世紀アテナイの穀物供給政策は、その重要性のゆえに、アテナイ社会における価値観や政治家の活動とも密接にかかわっていることが、近年の研究によって指摘されている^①。しかし、本稿の成果をふまえるならば、前四世紀アテナイが置かれた状況を、こうした諸要素が相互に影響し合う総体としてとらえるためには、アテナイ内部の動向のみに着目しては不十分であろう。すなわち、海上交易商人の動向を、アテナイ社会と関連づけながら論じることが求められているのである。本稿は、とりわけ海上交易商人の人的紐帯を考察対象としたが、この他にも、海上交易商人とアテナイ市民との直接的な接点や、アテナイ社会と海上交易商人とを結びつけていた銀行家との関係性について分析を試みる必要がある^②。これらについては、今後の課題としたい。

① Moreno, *op. cit.*, pp. 251-260; Engen, *op. cit.*, p. 220.

② 銀行家について R. Bogaert *Banques et banquiers dans les cités grecques*, Leiden, 1968; P. Millett, *Lending and Borrowing in Ancient Athens*, Cambridge, 1991; E. E. Cohen, *Athenian Economy and Society: A Banking Perspective*, Princeton, 1992; K. M. W. Shipton, *The Private Banks in Fourth-Century B. C. Athens: A Reappraisal* CQ 47, 1997, pp. 386-422. 参考。

【付記】 本稿の作成にあたり、日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の支援を受けた。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程・日本学術振興会特別研究員）

Maritime Traders and the Food Supply in Fourth-century B. C. Athens

by

SUGIMOTO Hinako

It is known from several sources that Athenian society in the fourth century B. C. suffered severe grain shortages. Athens tried to deal with the matter mainly in two ways, that is, by attracting maritime traders and securing the system of maritime loans. Concretely, they not only instigated special legal procedures for maritime traders, but also granted honors and privileges to those who performed trade-related services. Since maritime traders were thus extremely important for fourth-century Athens, research focusing on them is needed to gain a better understanding of Athenian society.

Nevertheless, previous studies have not examined this issue sufficiently. The problems encountered in these studies are as follows. First, previous studies of maritime traders have chiefly discussed social status, namely, whether the conduct of maritime trade was limited to poor non-citizens or not. However, such a distinction seems rather unimportant in terms of actual commercial activities for in many cases both citizen and non-citizen maritime traders engaged in trade together. Thus, instead of social status, more attention is needed on the private relationships of maritime traders that appear to have been essential for their commercial activities. Second, previous studies of the Athenian food supply have mainly discussed how Athens intervened in commerce. In other words, they rarely focused on the role of the maritime traders who actually engaged in trade and imported grain to Athens.

In order to solve these problems, this paper examine the following two issues: firstly, the characteristics of the private relationships of maritime traders, and secondly, the role of maritime traders in determining Athenian policy on the food supply. Through these analyses, it will become clear that the private relationships of maritime traders sustained Athenian policy on food supply.

Focusing on inscriptions recording the deliberations for honorary decrees, one sees that there were many kinds of trade-related services such as “gifts of imported goods,” “sale of imported goods at reduced prices,” “simple importations of goods,” and “securing shipments.” Although most of these were services to Athens, “securing shipments of goods” had a double role, that is, it brought benefit to both Athens and to the maritime traders. One example shows that some maritime traders testified in favor of an honorand who secured their ship. This case reveals that mutual relationships between the honorand and maritime traders could have been created within the framework of Athenian policy on the food supply. Also, as a result of a closer look at these inscriptions about honorary decrees, it can be pointed out that some maritime traders repeatedly provided many kinds of service, which signifies that those who engaged in other kinds of services could also “secure shipments.” To sum up, Athenian policy on the food supply contributed to creating the private relationships of the maritime traders, that is, relationships between those who performed trade-related services and those who gained profit and appreciated them in turn.

Turning to the role of maritime traders in determining Athenian policy on the food supply, I examined both law court speeches and honorary decrees in this paper. Firstly, focusing on law court speeches, I analyzed two main processes of maritime loans, namely, their contracting and repayment. Through this analysis, I clarified that the private relationships of maritime traders were necessary to maintain the system. Secondly, focusing on the inscriptions for honorary decrees, I examined the notable fact that some of the deliberations for honorary decrees contain additional information. As a result, I pointed out that the private relationships of maritime traders played an important role in sustaining the Athenian system of honors for trade-related services.

In short, this paper clarifies that Athenian policy on the food supply created private relationships for maritime traders and that Athens was able to maintain the policy with the support of the private relationships of the maritime traders. In other words, both Athenian policy and the private relationships of maritime traders affected one another, which is an important factor in understanding Athenian society in the fourth century B. C.